

災害拠点病院整備事業の実施について

○災害拠点病院整備事業の実施について

(平成八年五月一〇日)

(健政発第四三五号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

先般の阪神・淡路大震災においては、医療機関にも甚大な被害を出したところである。この教訓を生かし、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための災害拠点病院(基幹災害医療センター、地域災害医療センター)を整備する事業を実施することとした。

事業の実施については、別紙「災害拠点病院整備事業実施要綱」により、平成八年四月一日から行うこととしたので、本事業の適正な実施に努められたく通知する。

(別紙)

災害拠点病院整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、二四時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 補助対象

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する災害拠点病院で厚生大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 設置方針

(1) 基幹災害医療センター

原則として各都道府県に一か所設置するものとする。

(2) 地域災害医療センター

原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 整備基準

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を有するものとする。

- ア 病棟(病室・集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を有するものとする。
- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等